



## 飲食代金の交際費等該当性／業務関連性の程度

### ～継続的取引関係などから業務関連性を認めた事例～

取引先との飲食代が交際費として損金算入を否認されて、不服申立てをして認められた事例はあまり見当たりません。

今回は、調査で、取引先との飲食代が交際費として損金算入できないと指摘され、修正申告をした後、更正の請求をして一部損金算入が認められた事例を紹介します。

(令和5年5月12日東京地裁判決・一部認容・確定・TAINSコード：Z888-2553)

∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞

#### <事案の概要>

原告らは、調査を受け、原告らが法人税の確定申告において交際費等として計上した飲食等の代金の一部は、租税特別措置法61条の4第4項に定める交際費等に当たらず損金の額に算入することができないなどと指摘されました。原告らは、上記指摘を踏まえて、法人税等の各修正申告書を提出した後に、損金の額に算入することができないと指摘された飲食等の代金が、いずれも原告らの業務に必要な交際費等に該当するなど主張して、更正の請求をしたところ、京橋税務署長は、更正をすべき理由がない旨の各通知処分をしたため、各通知処分の取消しを求める事案です。

#### <裁判所の判断>

- 1 法人の所得の金額の計算上、損金の額に算入することができる支出は、当該法人の業務に関連するものであって、その遂行上必要であると認められるものでなければならないのであるから、法人が支出した飲食等の代金が交際費等に該当するといえるためには、当該支出に係る飲食等の日時が特定されていることを前提に、当該支出の相手方が事業に関係のある者等であること、当該支出の目的が相手方との親睦を密にして取引関係の円滑な進行を図ることにあること、当該支出の態様が租税特別措置法61条の4第4項に規定する接待、供応、慰安、贈答その他これらに類する行為であることを要するといふべきである。したがって、本件においては、原告らにおいて、各支出が原告らの業務との関連で支出された交際費等に該当するものであることを立証することを要するといふべきである。
- 2 原告らは、原告ら代表者がクラブ経営者乙の経営する飲食店で様々な者と飲食を通じて交流し人脈を広げることが、原告らの業務と関連する旨主張するが、交際費等について損金不算入制度が採られている趣旨に照らせば、単に人脈を広げるといふ抽象的な必要性があるというだけでは、具体的に原告らの業務と関連性があるといふことはできない。
- 3 写真家丙と原告らは継続的に取引関係にあるものであり、互いに業務を発注するなどの実績があることに照らせば、丙を相手方に含む支出Dについては、その親睦を密にして取引関係の円滑な進行を図るために必要なものであるといふことができるから、原告らの業務と具体的に関連性があると認められる。
- 4 交際費等の該当性を検討するに当たり、法人が支出した個別の飲食等に係る接待交際と、その後、当該法人と接待交際の相手方との間で、行われた個別的具体的な取引・契約等との厳密な結び付きが認められない限り、業務との関連性が認められないと解することは、中小法人損金算入特例において年800万円の定額控除限度額が認められていることや、現実に行われている企業の営業・取引活動の実態にそぐわないものであるといわざるを得ないといふべきであり、業務との関連性は上記程度の結び付きで足りると解するのが相当である。そうすると、支出Dのうち丙を相手方に含む飲食等の代金は、交際費等に該当することが認められる。……………(税法データベース編集室 大高由美子)

◇以上の判決について詳細(全文・A4判73頁)が必要な方は、送料実費とも2,500円(税抜)で頒布しますので下記あてご一報ください。